

建 荷 協 い し か わ

第 88 号

編 集 ・ 発 行

公益社団法人建設荷役車両
安全技術協会 石川県支部

金沢市尾張町1丁目2番1号
第一大手町ビル4階 403号



新 年 の ご あ い さ つ

支 部 長 馳 部 裕 之

新年あけましておめでとうございます。

旧年中における当支部の事業活動へ格別のご理解とご支援を賜りました会員の皆様に、心より厚く御礼申し上げます。

昨年は、建設荷役機械の利用環境が大きく変化するなか、特定自主検査の適正実施、技能講習・安全衛生教育の拡充、現場指導による安全意識の向上など、会員事業場の皆様とともに諸施策を進めることができました。併せて、人材確保や法令遵守に対する社会的要請が高まる中、協会として果たすべき役割の重要性も増しております。

一方で、依然として労働災害は後を絶たず、とりわけ重大災害の発生は、私たちが克服すべき喫緊の課題であります。災害の背景には、設備管理の不備や不安全行動が潜在しており、誰もが安全に作業できる環境づくりには、継続的な教育と現場に根差した安全文化の醸成が不可欠です。当支部では、災害事例の共有やリスクアセスメントの徹底を推進し、会員の皆様の取り組みを力強く支援してまいります。

また、能登地域の復旧・復興事業に目を向けて、長期にわたる作業が続いている現場では依然として厳しい環境

が存在しています。建設荷役機械が果たす役割は大きく、作業の効率化と安全確保が求められています。当支部としても、講習会の開催や技術支援を通じ、地域の皆様に寄り添った対応を続けてまいります。

さらに、DX化の進展に伴い、建設・物流業界においてもスマート化やデータ活用が進んでいます。新しい技術の導入は安全性向上に資する一方、適切な知識と管理が求められます。機械の性能向上に安心を委ねるのではなく、常に「安全は人がつくる」という原点に立ち返りつつ、機械特性に応じた取り扱いを周知してまいりたいと考えております。

本年も、協会の使命である「安全で活力ある産業基盤づくり」に向け、行政機関・関係団体との連携を一層強めながら、会員の皆様とともに歩みを進めてまいります。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様のご健勝とご多幸をお祈りし、さらなる事業場の安全と発展を祈念して、新年のごあいさつとさせていただきます。

石川労働局からのお知らせ

1 労働災害発生状況件数 (11月末現在)

死傷者数	令和7年	令和6年	前年同月比	増減率%
死 亡 者	1 0	1 2	▲2	▲16.7
死 傷 者	1,201	1,101	100	9.1

2 死亡災害発生状況

発生	業 種	年令	事故の型	起因物	発 生 状 況
10月	その他の商業	20代	交通事故	移動式クレーン	作業場所に向かって、林道を移動式クレーンで走行中、脱輪して谷川に転落。被災者は、崩落した土砂に埋もれていた状態で河川敷で発見されたが、死亡が確認されたもの。

3 冬季無災害運動 (石川労働局リーフレットから)

～目標そう冬季災害ゼロ～

取組期間 令和7年12月1日から令和8年2月28日

① 除雪機の回転部 (オーガ) との接触

対策 ・点検調整時はエンジンや電源をオフに！
・除雪エリアへの立入禁止！

② 屋根除雪中の墜落

対策 ・保護帽と墜落制止用器具の使用を！
・2名以上で作業を！

③ 凍結路面等での転倒

対策 ・耐滑性が高い靴の着用を！
・滑止めマットなどの使用を！

④ 凍結路面での交通事故

対策 ・冬用タイヤへの履き替えは早めに！
・「急」の付く運転はダメ！

4 改正労働安全衛生法について e-GOV 法令検索より

令和8年1月1日施行

労働安全衛生法 新 (令和8年1月1日 施行)	労働安全衛生法 旧 (令和7年6月1日 施行)
<p>定期自主検査 第四十五条</p> <p>2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。</p> <p>3 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従つて行わなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査（特定自主検査を除く。）の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。</p> <p>5 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に關し必要な指導等を行うことができる。</p> <p>検査業者 第五十四条の四</p> <p>検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、検査業者は、第四十五条第三項の基準に従つて特定自主検査を行わなければならない。</p> <p>検査業者 第五十四条の六</p> <p>厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が第五十四条の四の規定に違反していると認めるときは、その検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>検査業者 第五十四条の七</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>三 前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 第百十条第一項の条件に違反したとき。</p>	<p>定期自主検査 第四十五条</p> <p>2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。</p> <p>4 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に關し必要な指導等を行うことができる。</p> <p>検査業者 第五十四条の四</p> <p>検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。</p> <p>検査業者 第五十四条の六</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>三 第百十条第一項の条件に違反したとき。</p>

検査業者の不祥事について

無資格者による特定自主検査の行政処分

年月日	R 7年 12月 5日
登録局等	山梨県
処分の原因となった事実	労働安全衛生法第54条の4の厚生労働省令で定める特定自主検査を行う資格を有しない者に、令和7年6月23日から令和7年8月6日までの間、フォークリフト19台の特定自主検査を実施させていたこと。
処分等の内容	業務停止6ヶ月（令和7年12月5日から令和8年6月4日までの6ヶ月間）
根拠となる法令条項	労働安全衛生法第54条の4、労働安全衛生法第54条の6第2項第2号

表彰について

1 建荷協本部会長表彰（功績賞）候補者の推薦依頼について
建設荷役車両の定期（特定）自主検査制度の定着化に顕著な功績があった個人（該当業務に5年以上従事し他の模範となるもの）は、建荷協本部会長表彰（功績賞）の対象者となります。功績賞推薦依頼書は各会員あて別途発送しておりますので、1月7日（水）までに候補者のご推薦をお願いします。なお、当支部から本部に対する功績賞の推薦者数の目安は1名となっています。

2 建荷協本部会長表彰（技能賞）候補者の推薦依頼について
特自検資格取得後検査・整備の直接業務に10年以上従事し、協会所定の研修・教育（能力向上教育・実務研修等）を受講済で建設荷役車両の定期（特定）自主検査・整備に尽力し顕

著な功績があった個人（直接業務従事者）は、建荷協本部会長表彰（技能賞）の対象者となります。技能賞推薦依頼書は各会員あて別途発送しておりますので、1月7日（水）までに候補者のご推薦をお願いします。なお、当支部から本部に対する技能賞の推薦者数の目安は1名となっています。

3 建荷協石川県支部長表彰候補者の推薦依頼について

特定自主検査員として、多年にわたりその職責を尽くし、特定自主検査制度の発展に寄与した功績が顕著であった者は、石川県支部長表彰の対象者となります。推薦依頼書は各会員あて別途発送しておりますので、1月7日（水）までに候補者のご推薦をお願いします。

特定自主検査強調月間の実施状況について

令和7年11月1日から11月30日までの特定自主検査強調月間において、

- ・会員へのリーフレットの配付
 - ・県内公共工事発注機関（県・市・町）に対し、公共工事発注・施工時における特定自主検査済機械の使用と指導依頼
 - ・巡回指導による現地指導
 - ・特定自主検査セミナーの開催
- などを行いました。

巡回指導による現地指導

巡回指導による現地指導は、行政の安全担当官と建荷協の

巡回指導員により県内の建設機械使用事業場、荷役運搬機械使用事業場を対象に5日間（令和7年11月6日から21日）で現場安全パトロールを実施しました。

件数は、建設機械関係等（油圧ショベル、不整地、高所作業等）153台、フォークリフト関係が43台で、合計68事業者196台となりました。特定自主検査の期限切れ等の不適合機械が建設機械関係等（油圧ショベル、不整地、高所作業車等）16台（10.5%）、フォークリフト11台（25.6%）でした。

昨年度と比較して不適合機械が建設機械関係等（油圧ショベル、不整地、高所作業等）は0.9%減、フォークリフトが7.7%減で、全体は14.8%から13.8%で1%の微減となりました。

令和7年度	事業者数	種類	実施台数（台）	不適合台数（台） (期限切れ、標章無)	不適合率（%）
68	建設機械関係等（油圧ショベル、不整地、高所作業等）	153	16	10.5	
	フォークリフト関係				
合計		43	11	25.6	
		196	27	13.8	

特定自主検査セミナーについて

特定自主検査セミナーは、石川労働局と共に特定自主検査実施時の留意事項、関係法令、労働災害の動向等について、監査指導についてなどを研修内容とし、令和7年11月20日金沢駅西合同庁舎で開催しました。とりわけ改正労働安全衛

生法について及び高所作業車の検査について詳しく説明を頂きました。今年度の受講者は19名（令和6年17名）でした。令和8年はより多くの方々にご参加いただき、今後の確実な特定自主検査を実施いたしましょう。

来年はより多くのご参加をよろしくお願いいたします。

新任のご挨拶

事務局長 矢野 弘二

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、石川県支部の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

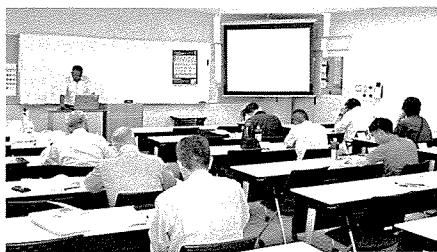
10月1日付で、当支部事務局長の荒木覚氏が退任し、後任の事務局長を就任しました矢野弘二と申します。

前職は、車両系建設機械の製造メーカーのサービス業務及び登録教習機関で講師並びに実施管理者の業務などを行っていました。出身は愛知県ですが、平成2年から平成15年4月ま

で金沢市に赴任していました。平成15年5月から令和7年まで単身で愛知県へ赴任していましたが、10月に第二の故郷の石川県に戻りました。当協会とのご縁は平成30年5月より研修委員会の委員を務め、令和2年5月から車両系建設機械（基礎工事用機械）の資格取得研修及び能力向上教育の講師を務めていました。経験を生かし、労働災害の撲滅並びに会員企業様への貢献に努めます。これまで以上のご支援とご協力をお願い申し上げます。

研修・巡回指導風景

7.29 建機付属クレーン部分の安全教育



9.3 実務研修「記録表作成（実技）コース」



10.23～10.25 高所作業車資格取得研修



10.28 第137回理事会



11.4～11.21 巡回指導



11.20 特定自主検査セミナー



支 部 の う ご き

実施年月日	事 業 の 名 称	事 業 の 概 要
7月29日(火)	クレーン安全教育	場 所 ポリテクセンター石川 修了者 11名
8月20日(水)	能力向上教育（車両系整地等）	場 所 ポリテクセンター石川 修了者 11名
9月3日(水)	特定自主検査実務研修 「記録表作成（実技）コース」	場 所 ポリテクセンター石川 修了者 10名
10月2日(木) ～6日(月)	事務局長交代のご挨拶	訪問先 労働局 健康安全課、金沢労働基準監督署、ポリテクセンター石川、穴水労働基準監督署、七尾労働基準監督署、小松労働基準監督署ほか 出張者 矢野、荒木
10月8日(水)	全国登録教習機関協会のブロック会議	場 所 ホテル金沢 参加者数 17名 出張者 矢野
10月9日(木)	事務局長交代のご挨拶	訪問先 石川労働局長、労働基準部部長 出張者 繩田常務理事、矢野
10月16日(木)	令和7年度 第48回石川県産業安全衛生大会	場 所 地場産業振興センター大ホール 出張者 250名、馳部支部長、矢野、荒木
10月23日(木) ～25日(土)	検査業者検査員資格取得研修 (高所作業車)	場 所 学科 ポリテクセンター石川 実技 (株)ヨシカワ第2センター 受講者 20名
10月28日(火)	石川県支部第137回理事会	場 所 金沢労働者プラザ301会議室 出席者 理事7名、監事1名
11月5日(水)	令和7年度登録教習機関等連絡会議	場 所 金沢駅西合同庁舎6階 共用第一会議室 出席者 石川労働局3名、教習機関18名
11月5日(水)	令和7年度第2回石川県労働災害防止 関係団体連絡協議会	場 所 金沢駅西合同庁舎6階 共用第一会議室 出席者 石川労働局4名、災防団体16名
11月6日(木)	特定自主検査強調月間巡回指導 (現場指導)	場 所 穴水労働基準監督署管内 台 数 建設機械等 57台
11月7日(金)	特定自主検査強調月間巡回指導 (現場指導)	場 所 七尾労働基準監督署管内 台 数 建設機械等 37台
11月10日(月)	特定自主検査強調月間巡回指導 (現場指導)	場 所 石川労働局管内 台 数 フォークリフト等 40台
11月11日(火)	特定自主検査強調月間巡回指導 (現場指導)	場 所 小松労働基準監督署管内 台 数 建設機械等 44台
11月12日(水)	特定自主検査強調月間巡回指導 (検査業者)	場 所 (株)ヒラシマ
11月20日(木)	特定自主検査セミナー	場 所 金沢駅西合同庁舎6階 共用第一会議室 出席者 石川労働局2名、事務局3名 講 師 4名 内 容 改正労働安全衛生法、高所作業車の検査時の注意事項、監査等 受講者 19名
11月21日(金)	特定自主検査強調月間巡回指導 (現場指導)	場 所 金沢労働基準監督署管内 台 数 建設機械等 18台
11月27日(木) ～28日(金)	令和7年度北陸ブロック業務打合せ会議	場 所 富山市 とやま自遊館 出席者 富山県支部、福井県支部、石川県支部 合計5名
12月3日(金)	登録教習機関登録事項変更届等の提出	提出先 石川労働局 内 容 フォークリフト運転技能講習関係